

大館市建設工事の施工体制点検等実施フロー（公募方式競争入札に付した場合）

1. 点検の時期、担当者、内容、点検後の措置等

点検時期	点検対象	点検担当	点検等の内容	点検後の措置等
発注前	公募方式競争入札に付する建設工事	工事所管課 及び 契約検査課	現場に配置すべき技術者の資格基準及び専任制の要否を確認	指名審査会に報告 ⇒ <b>入札公告に反映</b>
入札前	公募方式競争入札に付する建設工事 (指名競争入札の場合)	契約検査課	配置予定技術者の資格、所属、重複配置の有無	問題がある場合 指名審査会に報告 ⇒ <b>非指名</b> とすることを検討
入札後 契約前	公募方式競争入札に付した建設工事	契約検査課	配置予定技術者の重複配置の有無を確認	問題がある場合 <b>契約を締結しない</b> ※ 悪質な場合、指名停止等の措置を講ずる。
契約締結後	公募方式競争入札に付した建設工事	契約検査課	入札後配置予定技術者と入札前に届出た技術者の同一性確認。 異なる場合、異なる理由の合理性を判断。 ⇒理由に合理性があり、異なる技術者の配置を認める場合、当該技術者に関する資格、所属、重複配置の有無を確認	問題がある場合 <b>契約解除</b> 若しくは 是正指導のうえ <b>工事成績評定に反映</b> ※ 悪質な場合、指名停止等の措置を講ずる。
	監理技術者もしくは主任技術者を専任配置すべき公共工事（監理技従者又は主任技術者の専任配置を入札参加条件とされた工事及び請負額が3千5百万円／建築一式工事の場合7千万円以上の建設工事）		監理技術者若しくは主任技術者の専任配置について確認	
	監理技術者を専任配置すべき建設工事（監理技従者の専任配置を入札参加条件とされた工事及び下請契約の総額が4千万円／建築一式工事では6千万円以上の工事）		監理技術者の専任配置、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証の保持について確認	

工事現場	<p>監理技術者もしくは主任技術者を専任配置すべき公共工事（監理技従者又は主任技術者の専任配置を入札参加条件とされた工事請負額が3千5百万円／建築一式工事の場合7千万円以上の建設工事</p>	<p>工事所管課の監督職員等</p>	<p>施工体制点検票の「基本点検」必要に応じて「再点検」及び「重点点検」  ※ 低入札価格調査を受けて契約締結した建設工事は、常に重点点検を行うことに注意</p>	<p>⇒必要なら是正指導  ⇒点検結果を課の長に報告  ⇒必要なら再点検  ⇒必要なら重点点検  ⇒実質的関与の総合判断実施  ⇒一括下請負の疑義に関する判断  ⇒疑義ありの場合、是正指導  ⇒悪質もしくは是正困難な場合、一括下請負の疑義ありの場合所管部長及び総務部長を経て市長へ通知  ⇒市長は、指名停止又は許可行政庁へ通知  ⇒点検終了後に点検票（重点点検を実施したときは重点点検票）を工事完成検査前に契約検査課に提出</p> <p>問題があった場合は  <b>契約解除を検討</b>  または是正指導のうえ  <b>工事成績評定に反映</b>  →点検結果と工事成績評定の<b>整合性を確保</b></p>
	<p>上記以外の建設工事</p>		<p>施工体制簡易点検票の点検項目に基づく点検</p>	<p>⇒必要なら再点検  ⇒疑義ありの場合及び増額変更により点検票に基づく点検の対象工事となった場合、<b>点検票に基づく点検に変更</b></p>